

委 員 会 議 事 録

(令和5年8月18日開催)

奈良県内水面漁場管理委員会

奈良県内水面漁場管理委員会

1. 開催日時 令和5年8月18日 午前10時30分～
2. 開催場所 奈良市三条大路1丁目 「奈良県コンベンションセンター」
3. 出席委員 渡辺勝敏、川端修、河内香織、田辺美紀、本城丈夫、堀谷正吾
高崎浩司

事務局 下西書記長補佐、南書記、片岡書記

4. 議事事項 1. 奈良県免許関連
(1) 漁場計画について
(2) 増殖計画について
2. 和歌山県免許関連
(1) 和内共第1号第5種共同漁業権の免許について
(2) 十津川村漁業協同組合和内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の
制定について

5. 議事の経過要領及び議決の結果

下西課長補佐 挨拶

議事事項1 (1) 「漁場計画について」

事務局 資料説明

会長 ただいま説明のありました漁場計画について何かご意見、ご質問ございませんか。

高崎委員 各関係機関からの事前協議の意見を説明いただきましたが、近畿中国森林管理局の同意書では、異議申し立て、損害の賠償などの請求を行わないことを条件とされている。これは、漁業権の制限条件には当たらないということでしょうか。

事務局 これを漁業権免許の条件にしてくださいという内容はないので、当たらないと考えます。漁協と近畿中国森林管理局との間で、結ばれる同意書の書き方として示されていますので、漁協に応じて内容は変更されると思います。

高崎委員 高圧的な文書と思うので、漁協がこのまま同意してしまわないように県として指導してあげて欲しい。

また、各機関の意見では、調整が円滑に図られるようにしたいと書いてあり、実際近畿地方整備局は、年度始めに工事内容を漁協に事前に説明していただくのですが、県土マネジメント部からの説明がなく、直接工事の業者から、漁協へ工事するので協力してくださいという話がある。河川工事の事前説明がないので、それについて農業水産振興課として、調整をしていただきたい。1997年に河川法が改正され、河川環境の整備と保全について盛り込まれ、河川工事をする場合も、河川環境に配慮しなければならないとなっている。河川法が改正された頃は、多自然型護岸などが行われたが、最近その意識が薄れてきていると思う。農業水産振興から言うのが良いか、内水面漁場管理委員会として言うのが良いか分かりませんが、調整をお願いしたい。近畿地方整備局であれば、年度初めにどのような工事をどのような工法で行うなどの説明をしてくれるし、漁協からの意見をくんでくれるが、県土マネジメント部はそのような機会を設けてくれない。できれば、コンサルに工事の設計をお願いする前に漁協へ説明する機会を設けるように

して欲しい。

事務局 以前に河川整備課から各土木事務所に、河川工事の前には漁協に説明するよう通知がされ、それに基づき説明がされてきたと思うが、現在されていないのであれば、再度農業水産振興課から河川整備課へお願いすることとします。

渡辺会長 実際に県の工事では、漁協への説明がおざなりになっているのではないかとのことですが、まずは行政間で周知徹底いただきたい。県漁連から土木へ意見をあげていただく方が効果的かなどもあると思いますがまたどうなったか結果の報告についてもよろしくお願ひします。

河内委員 河川整備に関して、奈良県で全体図を把握されていないのではないのでしょうか。河川敷にヨシが生えている所で河川調査を計画していたときに、ある日一気に全てヨシが刈られていたことがありました。そういったスケジュールについて奈良県へ問い合わせたことがあるのですが、業者さんに発注しているのだから、詳しいことは把握していないとの回答でした。そのため、その業者さんとどのように連絡を取れば良いのかなど、先に進みませんでした。どの時点で漁協さんに話を持って行かれているのか。どの時点で誰に河川をこのように改修しますなどの情報を共有しているのか、どこで統括されているのか、そういったところが分からないことがあります。そのあたりはどうなっていますか。

事務局 河川の整備計画や方針等を立てる時には、土木担当課から各関係部局に意見照会等が行われるので、水産として意見があればその段階で言うことができます。しかし、その後の具体的に工事をされる段階になってからは、特にこちらには情報は入って来ないのが現状です。ですから草刈りがいつ行われるなどの情報は把握しておりません。

河内委員 制度に係るプロセスやどこで何が共有されるなどももう少し明確になっていけば、皆が安心できるような気がします。

渡辺会長 できるだけ早い段階で、少なくとも漁協さんには、河川工事などの情報がしっかりとお伝えできるように考えていただきたいと思います。

田辺委員 近畿中国森林管理局の意見について、問題があるかと思います。近畿中国森林管理局の同意がないと漁業権を免許できないということでもよろしいでしょうか。

事務局 はい。同意が必要となります。

田辺委員 そうであれば、異議申立、損害の賠償などの請求は行わないこととするような、行政としては本来結ばせることが適切ではない内容の同意を結ぶように指導することは問題とします。他の河川工事等の協力依頼文書のように、事業に協力すること等の内容に変更してはどうでしょうか。

事務局 近畿中国森林管理局の事業に協力することなどの文書に変更します。また、近畿中国森林管理局には、この内容の同意を求めることができない旨、説明し、同意書の内容を変更するよう依頼することとします。

田辺委員 漁業権行使規則と遊漁規則で禁止区域等を規制するよう文書指導するとありますが、各組合が禁止区域等を記載した変更後の規則で免許と一緒に申請してくるということでしょうか。

事務局 両規則の制定には、知事の認可が必要であり、漁業権の免許申請と同時に禁止区域等が明記された両規則を申請されることとなります。

渡辺会長 先ほどの近畿中国森林管理局の同意を得るよう指導するということは変更することでもよろしいでしょうか。

事務局 はい、漁協には、河川工事への協力依頼文書と同じように、近畿中国森林管理局の事業へ

の協力依頼文書を示します。近畿中国森林管理局には、この内容で同意を取らせることは適切ではないため、同意書の内容を変更するよう依頼します。

高崎委員 森林を私物化しているような文言に思えますが、近畿中国森林管理局は、近畿地方整備局等と同じ国の機関ですよ。

事務局 はい、近畿地方整備局や近畿農政局と同じように国の機関で、国有林を管理しています。

田辺委員 どうしてここだけ同意書が必要なのでしょう。根拠は何でしょうか。

事務局 他のダム管理者等についても、漁業法に基づく同意書を必要としております。

渡辺会長 河川工事等への協力依頼文書について、県の対応として文書指導という表現になっていますがその表現は適正でしょうか。文書依頼などの文言に変更してはどうか。

事務局 指導は、間違ったことを改善させるような表現のため、文書依頼に変更させていただきます。

渡辺会長 奈良県漁連の意見について、漁場計画樹立については内容のとおり可とするとのことですが、内水面の振興及び課題解決に向けた取組の充実を図ることをお願いしたいとの発言については、今後考えられる対応は何かありますか。

事務局 当然ではありますが、外来魚対策、カワウ対策、コイヘルペスウイルス病対策など様々な課題解決に向けて、県としても委員会としても様々な取組を充実させ、水産振興につなげるという考えです。

渡辺会長 他にご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議事事項1 (2) 「増殖計画について」

事務局 資料説明

渡辺会長 ただいま説明のありました増殖計画について何かご意見、ご質問ございませんか。

高崎委員 増殖目標数についての文書の留意事項について、奈良県の系統のアマゴを放流することとあるが、奈良県系統と分かるのですか。

事務局 これまで他県から入れられていない養殖場のアマゴを奈良県系統としております。

高崎委員 遺伝的多様性保全というのは難しい表現ですし、そこまで言うとDNA検査が必要になると思います。

渡辺会長 奈良県の系統というと奈良県内でも十津川の系統と紀の川の系統がかなり違う場所になりますので、もう少し工夫できればと思います。増殖目標の数値を示しながらこういった留意事項を付けることについては賛成です。

事務局 養殖場が減少し、水系由来で放流することが難しくなっているため、ここでは奈良県の系統としております。

渡辺会長 できる限りという軟らかい表現なので、目指すところとして水系由来としておいても良いと思います。遺伝的多様性保全のためという文言については例えば、在来の資源保護のためなどともう少しとつきやすい表現に変えても良いと思います。

川端委員 アユについては、在来系統というのはいるのですか。

事務局 アユについても、七色ダム、池原ダム、津風呂湖など県内のダム湖で再生産しているアユは生息していますので、それを守っていくということも考えられます。

渡辺会長 池原ダムや津風呂湖のアユは元々どこのアユですか。

事務局 もともとは琵琶湖産になります。

渡辺会長 それであればアユについては、強調する必要はあまりないと思います。

紀の川は、海産アユが海から上がってこれるのですか。

事務局 紀の川は魚道が整備されていますので、吉野町や東吉野村まで上がってくる可能性はありますが、和歌山県でもたくさんのアユが放流されておりますので、海で生まれて遡上してくるアユと見分けることは難しいです。

渡辺会長 そういったことも検討し、最終的にこの留意事項に記載する内容を決めていきたいと思えます。

増殖目標数について、5年間の放流実績の平均の8割をある程度の目安とされていますが、例えば天川村漁協のアマゴについては、過去5年間で最少の令和2年実績の8割とされていますが、それはどういったことでしょうか。

事務局 こちらからは5年間の平均の8割を示しましたが、漁協が今後10年間その量を放流していくことは困難との説明があり、放流が少なかった年の8割としました。

渡辺会長 5年平均の8割というのを基本にしながら、漁協の要望等を考慮し、若干であれば取り入れながらということですね。

事務局 はい。

河内委員 津風呂湖は、ブラックバス釣りで有名で、ブラックバス釣りをされている方も多いと思いますが、それは増殖していないけど、そこにいるブラックバスを釣っているということですか。

事務局 漁業権がございませんので、ブラックバスの増殖や放流は行っておりません。ブラックバスの漁業権は、免許しないというのが水産庁の方針です。

河内委員 だんだん数が減ってきたらどうなるのでしょうか。釣りをしないようになるだけでしょうか。

事務局 はい。そのようになります。

渡辺会長 ご存知かも知れませんが、この漁業権切替に際して、現在唯一特例措置としてブラックバスの漁業権がある山梨県についても、次の10年間で漁業権免許を返上する方向で山梨県内水面漁場管理委員会は動いておられます。一方、奈良県では、漁業権はないのですが、釣っている現状があるということで、本来は縮小していくべきことかも知れませんが。

渡辺会長 他にご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議事事項2 (1) 「和内共第1号第5種共同漁業権の免許について」

事務局 資料説明

渡辺会長 放流量については、どうして減っているのでしょうか。

事務局 漁協の運営が厳しく、そのため大幅に減らされたと聞いております。

渡辺会長 放流量の内訳についてはどうなっているのでしょうか。

事務局 6漁協で協定書を作成し内訳を決めておられると思いますが、その内訳は把握していません。

渡辺会長 ただいま説明のありました和内共第1号第5種共同漁業権の免許について何かご意見、ご質問ございませんか。ご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし

議事事項 2 (2) 「十津川村漁業協同組合和内共第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の制定について」

事 務 局 資料説明

渡辺会長 ただいま説明のありました十津川村漁業協同組合和内共第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の制定について何かご意見、ご質問ございませんか。ご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし

渡辺会長 他に何かございませんか。他にないようでございますので、本日の委員会の議事録の署名委員には、本城委員さん、田辺委員さんをお願いしたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。それでは以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員